平成２２年（フ）第３１３号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1000番地88
債務者　平吉　征子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
愛知県豊橋市高師町字北原１番地の92　Ｄ―21
債務者　佐野　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市高師町字北原１番地の92　Ｄ―21
債務者　佐野　春美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県船橋市上山町２丁目465番地７
債務者　米倉　和美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５２号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目21番地１レオパレスコンフォートフレア103号室
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６６１号
千葉市若葉区大宮町1303番地37
債務者　関　三千代
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６１号
千葉県船橋市上山町２丁目485番地１アミュゼ壱番館401号
債務者　米木　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７１号
千葉県千葉市中央区浜野町533番地の59
債務者　前田　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７５号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目６番12号　コスモ稲毛ロイヤルステージ615号
債務者　高橋奈緒美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７９号
千葉市中央区院内１丁目２番８号川上ビル307号
債務者　宮田　裕次
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８６号
千葉県市川市南大野２丁目17番25号　ホワイトハイツ205号
債務者　平野　敏美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９１号
千葉県市川市南大野１丁目14番９―402号
市川グリーンタウン美寿見
債務者　成合　博子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８００号
千葉県市原市牛久567番地３　長嶋住宅Ｄ―１
債務者　関谷　光夫
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８０７号
千葉県八千代市下市場２丁目19番36号
債務者　岩井由喜子（旧姓湯沢）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０９号
愛知県尾張旭市城山町三ツ池6227番地15
債務者　吉田　有美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３６号
名古屋市名東区極楽２丁目１番地　ＵＮＡＸ名東３Ｃ号
債務者　下畝　　優
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７３号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目４番22号
債務者　谷口　忠徳
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係